

## 公園愛護会設立要綱

### (目的)

第1条 公園を安全かつ楽しく利用できるように、小樽市と市民等とが協力して公園管理の適正を期し、併せて公共施設愛護の精神を高揚することを目的とする。

### (公園愛護会)

第2条 公園愛護会（以下「愛護会」という。）は前条の目的を達成するため、小樽市の公園を対象として設立される会で、この要綱に適合するものをいう。

### (愛護会の構成)

第3条 愛護会は市民をもって構成するものとし、一公園につき一愛護会とする。なお、市民団体、その他の法人等も愛護会を構成することができる。ただし、政治団体、宗教団体及びこれらに関する団体は愛護会を構成することができない。

### (愛護会の名称)

第4条 愛護会の名称は当該公園名を用いるものとする。

### (愛護会の活動内容)

第5条 第1条の目的を達成するため、愛護会は次の活動を行うものとする。

- (1) 公共施設愛護思想の普及
- (2) 公園の清掃、除草
- (3) 公園施設の点検連絡
- (4) その他、目的達成のために必要な活動

### (愛護会の活動期間)

第6条 活動期間は原則として4月1日から11月15日までの7.5ヶ月間とする。

### (愛護会の設立の届)

第7条 愛護会を設立しようとするときは、公園愛護会設立届（第1号様式）を市長に提出するものとする。

(受理の通知)

第8条 市長は前条の届書の内容を審査して適当と認めるときは、受理した旨を通知するものとする。

(愛護会の役員)

第9条 愛護会の役員には会長、副会長、会計をおく。会長は会を統轄するものとする。

(愛護会提出書類)

第10条 会長は活動期間終了時に活動実績報告書(第2号様式)を市長に提出するものとする。

(報償金)

第11条 市長は愛護会に対し1公園につき基本額10,000円と公園面積1㎡当たり8円を乗じた額の合計額を交付する。

(報償金の交付時期)

第12条 報償金は活動実績報告書の実施状況を確認のうえ交付する。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はその都度市長が定める。

(附則)

この要綱は、昭和58年4月1日から適用する。

昭和60年4月26日一部改正。

平成29年4月 1日一部改正。

令和 4年7月 4日一部改正。